

農用地利用集積等促進計画

様式4-2-1・
【一括方式】

第1-1 農地中間管理権の設定及び賃借権又は使用貸借による権利の設定関係

1 各筆明細

整理番号				氏名又は名称	住所又は所在			備考							
農地中間管理機構に 権利の設定をする者（甲） （所有者等）				〇〇 〇〇							(乙)が (甲)に支 払う借賃	借賃(円)		支払方法	
農地中間管理機構（乙）				一般財団法人 大阪府みどり公社 理事長 □□ □□		大阪市中央区南本町二丁目1番8号						10aあたり	年額		
農地中間管理機構から 権利の設定を受ける者（丙） （転借人）				△△ △△							(乙)が (丙)から 徴収する 借賃	借賃(円)		徴収方法	
農地中間管理権の設定をする 土地の（甲）以外の権原者（丁） （D）												10aあたり	年額		
										権原種類					
権利の設定をする土地（A）				(乙)に設定する権利（B）						(丙)に設定する権利（C）					
所在			現況 地目	面積 (㎡)	権利の 種類	内容 土地の 利 用 目 的	始 期	終 期	存続 期間	権利の 種類	内容 土地の 利 用 目 的	始 期	終 期	存続 期間	
市町村	大字 字	地番													
			計												

この計画に同意する

農地中間管理機構に権利の設定をする者（甲）

住所又は所在（同上）

氏名又は名称

〇〇 〇〇

印

農地中間管理機構（乙）

住所又は所在（同上）

氏名又は名称

一般財団法人 大阪府みどり公社
理 事 長 □□ □□

印

農地中間管理機構から権利の設定を受ける者（丙）

住所又は所在（同上）

氏名又は名称

△△ △△

印

農地中間管理機構に権利の設定をする者以外の者で権利の設
定をする土地につき所有権その他の使用収益権を有する者
（丁）
※（甲）を含め、権利の過半を有する者の同意が必要

住所又は所在（同上）

氏名又は名称

印

- (記載注意)
- (1) この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別葉とする。丙が同一で、甲が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
 - (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
 - (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで2段書きする。なお、1筆の一部について権利が設定される場合には、〇〇〇㎡の内〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
 - (4) (B) 及び(C) 欄の「権利の種類」は、「貸借権」又は「使用貸借による権利」のいずれかを記載する。
 - (5) (B) 及び(C) 欄の「内容(土地の利用目的)」は、当該土地の利用目的(例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
 - (6) (B) 及び(C) 欄の「存続期間」は、「〇年」と記載する。
 - (7) 「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る借賃)の額を記載する。
 - (8) 「(乙)が(甲)に支払う借賃」は、当該土地が共有地の場合には、特定の者(代表者)を指定することができる。
 - (9) 「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法(口座振込等)を記載する。
 - (10) (D) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない(抵当権者の記入は不要)。

2 共通事項【所有者（甲）→機構（乙）】

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。

(2) 借賃の改定

本計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、農地中間管理機構（以下「乙」という。）に権利を設定する者（以下「甲」という。）、乙及び乙から権利の設定を受ける者（以下「丙」という。）が協議して定める額に改定する。但し、貸借開始から5年間は据え置く。

(3) 借賃の支払猶予

天災その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

(4) 転貸

乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(5) 借賃の増額又は減額

ア 甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙及び丙は、権利の目的物が農地である場合には、農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、増額又は減額されるべき額は、甲、乙及び丙が協議して定める。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙が協議の上、定める。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明らかにする。

(7) 障害の除去等

甲は、土石、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、権利の存続期間中ににおいては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(8) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び丙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は丙に修繕させることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は丙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

(9) 附属物の設置等

ア 丙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意があることを確認しなければならない。また、乙が丙に対して附属物の設置の同意をする場合には、丙が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを通知又は甲及び丙の間で確認書の締結を行うものとする。なお、丙が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。

イ アの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、丙は収去の義務を負わない。この場合、丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、丙は甲に対して償還の請求をすることができる。

(10) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等の負担については、当事者間で協議の上、別表 2 に定める。

エ 作付しない期間等に係る当該土地の維持管理に要する経費は、丙が負担する。

(11) 賃貸借又は使用貸借の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、存続期間の中途において解約しようとする場合は、丙の同意を得るものとする。

イ 乙は、半年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(12) 賃貸借又は使用貸借の終了

天災その他、甲及び乙並びに丙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された権利に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

(13) 当該土地の返還

賃貸借又は使用貸借が終了するときは、乙は、その終了の日までに、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（9）による。）。ただし、天災その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(14) 賃借権又は使用貸借に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(15) 権利取得者の責務

乙は、丙に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(16) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15 年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業が行われることがある。

(17) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議する。

3 共通事項【機構（乙）→転借人（丙）】

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。

（2）転貸又は譲渡

本計画により農地中間管理機構（以下「乙」という。）から権利の設定を受ける者（以下「丙」という。）は、当該土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

（3）借賃の改定

本計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、乙に権利の設定をする者（以下「甲」という。）、乙及び丙が協議して定める額に改定する。但し、貸借開始から5年間は据え置く。

（4）借賃の支払猶予

天災その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

（5）借賃の増額又は減額

ア 甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙及び丙は、賃借権の目的物が農地である場合には、農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合、増額又は減額されるべき額は、甲、乙及び丙が協議して定める。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、当該土地が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙が協議の上、定める。

（6）遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

（7）修繕及び改良

ア 甲は、乙及び丙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は丙に修繕させることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、乙を通じて甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は丙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

(8) 附属物の設置等

- ア 丙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、丙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、乙の同意を得なければならない。また、丙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は丙が負い、収去到要した経費も丙の負担とする。
- イ 丙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に丙が附属物の設置を行うことについて甲の同意があることを確認しなければならない。また、乙が丙に対して附属物の設置の同意をする場合には、丙が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを通知又は甲及び丙の間で確認書の締結を行うものとする。なお、丙が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。
- ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、丙は収去の義務を負わない。この場合、丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、丙は甲に対して償還の請求をすることができる。

(9) 租税公課等の負担

- ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等の負担については、当事者間で協議の上、別表 2 に定める。
- エ 作付しない期間等に係る当該土地の維持管理に要する経費は、丙が負担する。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解約・解除

乙及び丙は、原則として権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、乙は、次のいずれかに該当するときは、大阪府知事の承認又は許可を受けて当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

- ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。
- イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 21 条第 1 項の規定による報告をしないとき。
- ウ 農地法第 6 条の 2 第 2 項の規定による通知を受けたとき。
- エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
- オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(11) 賃貸借又は使用貸借の終了

当該土地が、天災その他、甲及び乙並びに丙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

(12) 当該土地の返還

賃貸借又は使用貸借が終了するときは、丙は、その終了の日までに、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（8）による。）。ただし、天災その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 賃借権又は使用貸借に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 権利取得者の責務

ア 丙は、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 丙は、乙から機構法第 21 条第 1 項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、乙に報告しなければならない。

(15) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15 年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業が行われることがある。

(16) その他

ア 本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議する。

イ 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第 12 条第 3 項第 1 号により賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の添付を省略する。

【令和 年度第 号】

ウ 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第 12 条第 3 項第 2 号により定款の写しの添付を省略する。【令和 年度第 号】

別表 1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び丙の費用に関する 支払区分の内容	乙及び丙の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備 考

別表 2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考

様式 3-3-1

【添付書類】 ※マッチング成立（借受農地の決定）時に作成

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等【法人以外】

整理番号		氏名又は名称			農作業従事日数						
権利設定等を受ける土地の面積 (A)		権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)		権利設定等を受ける者の主たる経営 作目 (C)	権利設定等を受ける者の世帯員の 農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			権利設定等を受ける者の主な家畜の 飼育状況 (E)		権利設定等を受ける者の主な農機具の所 有の状況 (F)	
					世帯員	農業従事者		雇用労働 力（年間 延べ労働 日数）	種 類	数 量	種 類
農 地	m ²	農 地	m ²	人	主たる従事者		人	人日			
採 草 放牧地	m ²	採 草 放牧地	m ²		その他の 従事者	主として農業 に従事する者	人				
その他	m ²					従として農業 に従事する者	人				
農作業に従事する者の配置の状況 (G)											
市町村	氏 名		住所地、拠点とな る場所等								
権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業が、権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)					地域の担い手への農地集積等への取り組みに支障を及ぼしません。 農薬の使用方法、耕作の事業が、特に及ぼす影響はありません。						

- (記載注意)(1) 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等（以下「本書類」という。）は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画書（以下「促進計画書」という。）中、いずれかにその添付があれば、他はその添付を要しない。
- (2) (A)欄は、同一公告に係る促進計画書中に複数の権利設定等がある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地の別にその面積を記載する。また、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別の合計面積を括弧書きで記載する。
- (3) (C)欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (4) (D)欄の「主たる従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね 150 日以上のある者（自家農業労働日数が年間おおむね 150 日に達する者がいない場合は、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事する者）を、「その他の従事者」とは、主たる従事者以外でその農作業に従事する者をいう。
- (5) (G)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」については、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合のみ（市町村別の状況を記載）記載する（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。）。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載する。
- (6) 権利設定等を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況は、別紙に記載し、添付する。

(別紙)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法 (昭和27年法律第229号)

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条 (農地又は採草放牧地の権利移動の制限)	有・無
②第4条 (農地の転用の制限)	有・無
③第5条 (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)	有・無
④第42条 (措置命令)	有・無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号)

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2 (農用地区域内における開発行為の制限)	有・無
②第15条の3 (監督処分)	有・無

(3) 種苗法 (平成10年法律第83号)

違反の対象	違反の有無
	有・無

(4) 農薬取締法 (昭和23年法律第82号)

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条 (使用の禁止)	有・無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにすることを行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有・無			

年 月 日

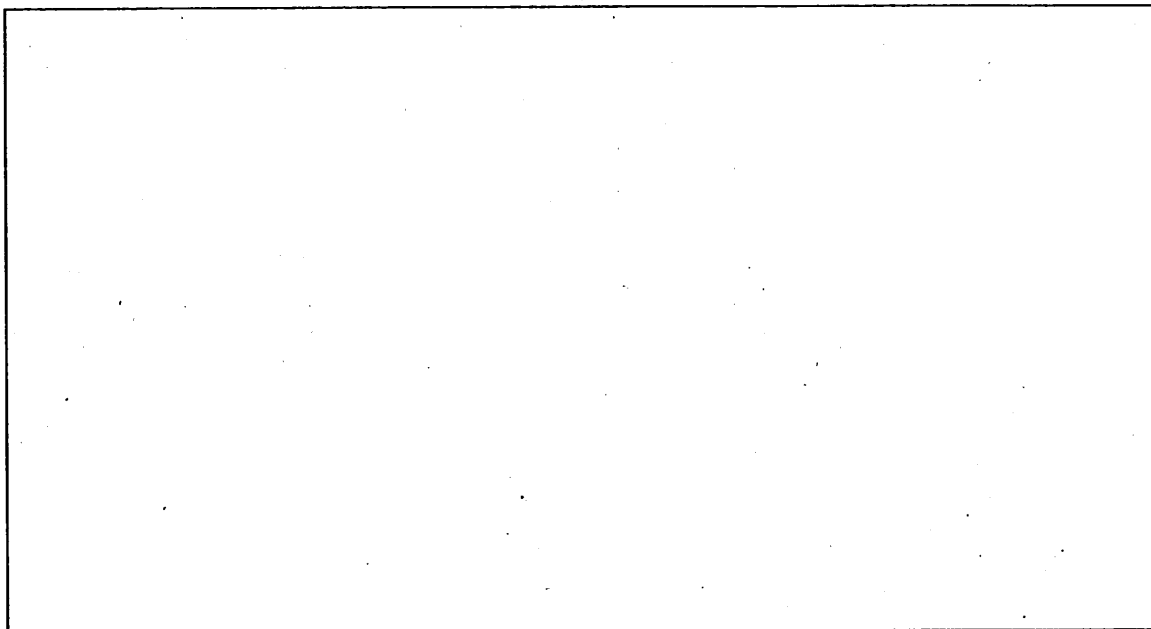
農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けるに当たり、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等について、上記のとおり申告します。

氏名又は名称

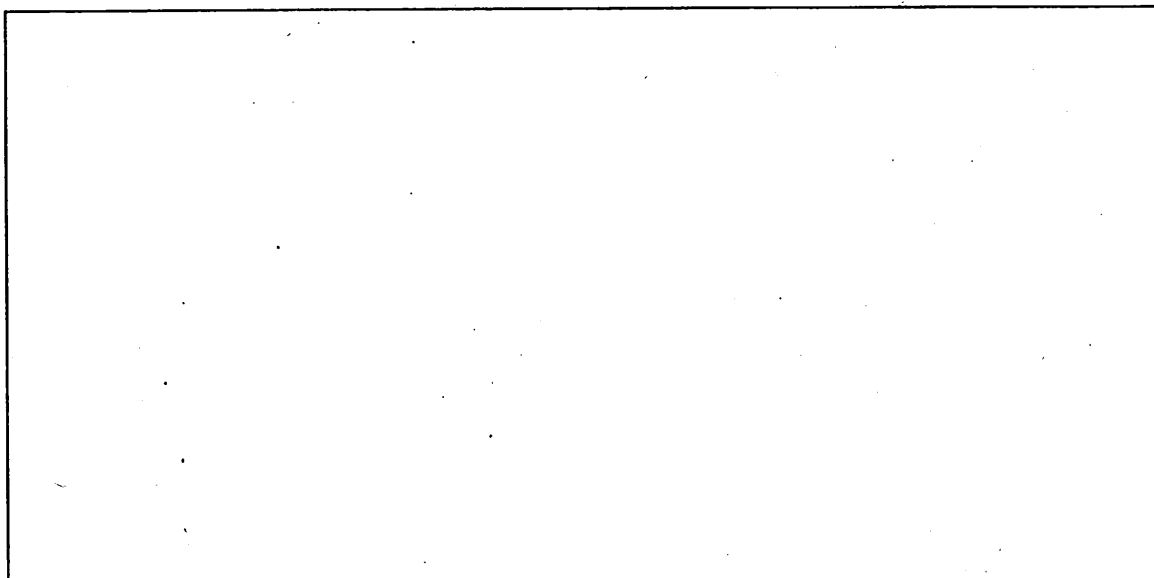
(記載要領)

- 1 この様式には、賃借権の設定等を受けようとする者の状況等を記載してください。
- 2 1の(1)①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 3 1の(1)②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。
- 4 1の(1)及び3については、申告の日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。なお、1の(1)については、違反状態が是正されたものを除きます。
- 5 1の(2)、(3)及び(4)については、申告の日現在の状況を記載してください。

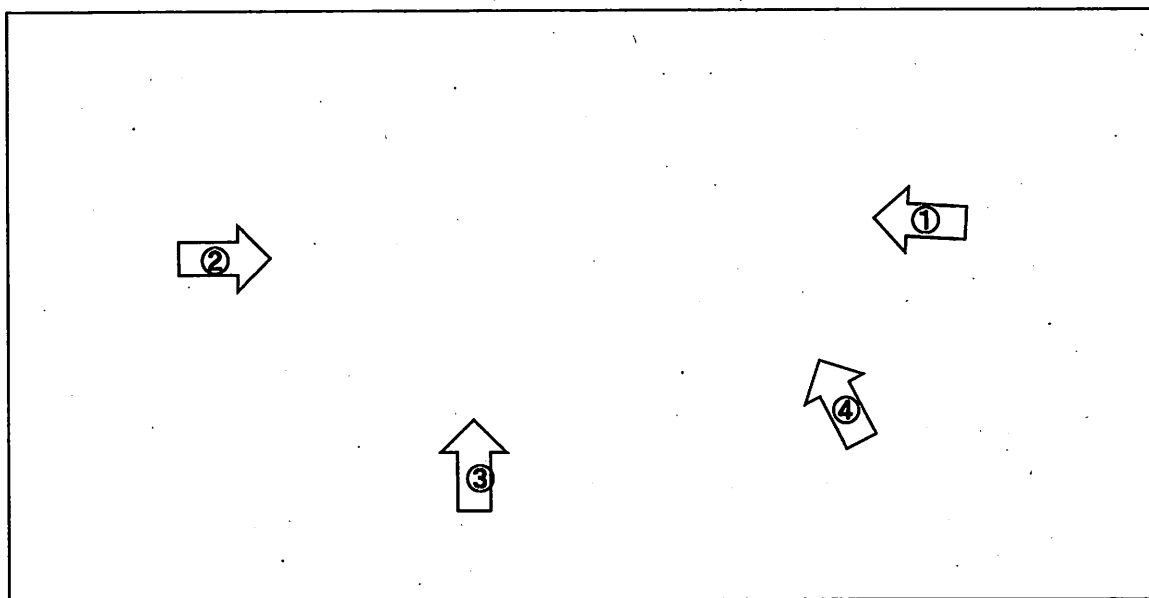
広域図



拡大図



写真方向



農用地利用集積等促進計画に関する説明書（所有者用）

1 登記事項証明書に記載された事項

表題部	所在	地番	地目	地積
				m ²
甲 区	所有権	所有者 住所 氏名		
乙 区	所有権以外の権利	地役権、抵当権		

2 賃貸借または使用貸借による権利を移転する者及び土地

貸し手（所有者）	借り手（農地中間管理機構）
住所	所在地 大阪市中央区南本町二丁目1番8号
氏名	名称 一般財団法人 大阪府みどり公社
電話番号	代表者 理事長 □□ □□

土地の所在地	現況地目	貸借地積	権利の種類
		m ²	
合計		m ²	

3 利用権設定内容(当機構を介するもの)

利用権設定始期	令和7年4月1日			
利用権設定終期	令和17年3月31日 (10年)			
支払額	農地賃料	水利費(※)	賦課金(※)	合計
年額	円	円	円	円
初年度	円	円	円	円
毎年度	円	円	円	円
最終年度	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円
支払方法	年度払 毎年度6月に指定口座に振込（初年度は開始月）			

※ 解約等により転借人が不在となる期間の水利費及び賦課金は、所有者に負担して頂くことになります。

1. 借賃等は年額で設定し、基準貸借期間を、始期を4月1日、終期を3月31日とする。
2. 基準貸借期間以外となる場合は、始期を月初、終期を月末に設定し、他貸借契約からの乗り換えで契約期間の継続が必要な場合は、始期を他貸借契約の契約満了日の翌日とする。
3. 基準貸借期間以外となる場合は、それぞれの年度の借賃等を年額借賃等÷365×年度内契約日数とし、小数以下は切り捨てる。なお、貸借期間が年単位である場合は、賃料等金額の合計が貸借年数×賃料等年額と同じになるように、貸借終了年度の賃料等金額を調整する。

4 農業用施設等の現況及び利用可否

小屋	有・無	使用可・使用不可	
ハウス	有・無	使用可・使用不可	
果樹	有・無	使用可・使用不可	
その他			

農業用施設等が使用可の場合、転借人から使用の申出があった際は、協議に応じて頂くようお願いします。

5 用水等の利用について

用水源	有・無	
水利費	有・無	円/年
負担者		
支払方法		
その他		
利用期間	通年	
その他		

解約等により転借人が不在となる期間の水利費は、所有者に負担して頂くことになります。

6 地域の取り決めについて

賦課金	有・無	円/年
負担者		
支払方法		
その他		
共同賦役	有・無	年 回
負担者（参加者）		
負担金	参加しなかった場合： 円/回	
負担金の支払方法		
その他		
その他	住宅地に隣接するため、野焼き、早朝の刈払い機の使用は禁止。周辺農地利用者に配慮し、畦、法面の草刈り、保安全管理を行う。	

解約等により転借人が不在となる期間の賦課金及び共同賦役は、農地所有者に負担（参加）して頂くことになります。

7 農業用施設等の設置可否

小屋の設置	認める ・ 認めない
ハウスの設置	認める ・ 認めない
果樹の植栽	認める ・ 認めない
その他	

「認める」の場合でも、農用地利用集積等促進計画 共通事項「附属物の設置等」に基づく手続きが必要と転借人に説明します。

所有者及び転借人の二者で「確認書」を交わし、その写しを大阪府みどり公社に提出して下さい。

8 災害時に関する説明

- ☐ 災害などの転借人及び大阪府みどり公社に帰責事由がない土地の損耗については、所有者が自らの費用負担にて修繕及び改良を行うこと。ただし、必要に応じて修繕方法等について所有者及び転借人、大阪府みどり公社の三者で協議する。

9 再設定に関する説明

- ☐ 再設定時には事前に（約6か月前）協議すること。

10 解約に関する説明

- ☐ やむを得ない事由がない限り原則中途解約できないこと。
- ☐ 所有者から解約を希望される場合、解約日の6か月前までに申し出る必要があり、転借人の同意が必要である。解約された場合、未経過期間に対応する賃借料を所有者は大阪府みどり公社に対して返金しなければならない。
- ☐ 転借人から解約を希望する場合、解約日の6か月前までに申し出、関係機関と協議の上、解約することがある。
- ☐ 利用権設定後、貸借前には把握し得なかった事象が発見され、効率的な利用が困難と判断される場合は、所有者は解約に応じるものとする。

11 利用権の解除に関する説明

- ☐ 6か月を経過しても当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないとき、利用権を解除することがある。
- ☐ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき、解除できる。

12 地役権に関する説明（該当農地 番）

- ☐ 電線の支持物を除く電線路を設置（張替増強等を含む）すること及びその保守運営のための土地立ち入りもしくは通行の認容並びに電線路の最下垂時における電線の高さから3.75mを控除した高さを超える建造物及び工作物の築造ならびに爆発性可燃性を有する危険物の製造・取扱い・貯蔵その他電線路に支障となる立竹木の植栽禁止。
- ☐ 地役権設定者から誓約書の提出を求められることがある。

13 その他

- ☐ 所有者の連絡先等が変更になった場合は、速やかに連絡すること。
- ☐ 所有者が当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
- ☐ 相続税納税猶予の適用を引き続き受けるには、利用権の設定を行った日から2ヶ月以内に、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を税務署に提出する必要があります。

14 添付書類

- ☐ 農用地利用集積等促進計画書（案）

上記について確認し、この説明書及び添付書類を受領しました。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

農用地利用集積等促進計画に関する説明書（転借人用）

1 賃貸借または使用貸借による権利を移転する者及び土地

貸し手（農地中間管理機構）	借り手（転借人）
所在地 大阪府中央区南本町二丁目1番8号	住所
名称 一般財団法人 大阪府みどり公社	氏名
代表者 理事長 □□ □□	電話番号

土地の所在地	現況地目	貸借地積	権利の種類
		m ²	
	合計	m ²	

2 利用権設定内容（当機構を介するもの）

利用権設定始期	令和7年4月1日			
利用権設定終期	令和17年3月31日（10年）			
支払額	農地賃料	水利費（※）	賦課金（※）	合計
年額	円	円	円	円
初年度	円	円	円	円
毎年度	円	円	円	円
最終年度	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円
支払方法	年度払 毎年度4月に指定口座に振込（初年度は開始月）			

1. 賃貸等は年額で設定し、基準貸借期間を、始期を4月1日、終期を3月31日とする。
 2. 基準貸借期間以外となる場合は、始期を月初、終期を月末に設定し、他貸借契約からの乗り換えで契約期間の継続が必要な場合は、始期を他貸借契約の契約満了日の翌日とする。
 3. 基準貸借期間以外となる場合は、それぞれの年度の借賃等を年額借賃等÷365×年度内契約日数とし、小数以下は切り捨てて、なお、貸借期間が年単位である場合は、賃料等金額の合計が貸借年数×賃料等年額と同じになるように、貸借終了年度の賃料等金額を調整する。

3 農業用施設等の現況及び利用可否

小屋	有・無	使用可・使用不可	
ハウス	有・無	使用可・使用不可	
果樹	有・無	使用可・使用不可	
その他			

使用する場合は所有者との協議が必要です。必ず事前に当公社へ連絡してください。

4 用水等の利用について

用水源	有・無	
水利費	有・無	円/年
負担者		
支払方法		
その他		
利用期間		
その他		

5 地域の取り決めについて

賦課金	有・無	円/年
負担者		
支払方法		
その他		
共同賦役	有・無	年 回
負担者（参加者）		
負担金	参加しなかった場合： 円/回	
負担金の支払方法		
その他		
その他	住宅地に隣接するため、野焼き、早朝の刈払い機の使用は禁止。周辺農地利用者に配慮し、畦、法面の草刈り、保全管理を行う。	

6 農業用施設等の設置可否

小屋の設置	認める ・ 認めない
ハウスの設置	認める ・ 認めない
果樹の植栽	認める ・ 認めない
その他	

「認める」の場合でも、農用地利用集積等促進計画 共通事項「附属物の設置等」に基づく手続きが必要です。

所有者及び転借人の二者で「確認書」を交わし、その写しを大阪府みどり公社に提出して下さい。

7 営農・管理に関する説明

- ☐ 周辺農地・宅地等を考慮しながら、草刈を適正に行うこと。
- ☐ 地域のとりきめやルールに従い、適切に営農を行うこと。
- ☐ 肥料・農薬の使用については適正な量を守ること。
- ☐ 病虫害駆除を行うときは、薬剤が飛散しないよう注意すること。
- ☐ 鳥獣害の餌になりそうなものは置かず、きちんと廃棄すること。

8 再設定に関する説明

- ☐ 再設定時には事前に（約6か月前）協議すること。
- ☐ 再設定しない場合、転借人が終期までに、ハウスや道具類は撤去して耕作できる状態で返還すること。
- ☐ 果樹の場合は別途協議。

9 解約に関する説明

- ☐ やむを得ない事由がない限り原則中途解約できないこと。
- ☐ 所有者から解約を希望される場合、解約日の6か月前までに申し出る必要があり、転借人の同意が必要である。解約された場合、未経過期間に対応する賃借料を大阪府みどり公社から転借人に返金する。
- ☐ 転借人から解約を希望する場合、解約日の6か月前までに申し出、関係機関と協議の上、解約することができる。
- ☐ 賃料等を支払わないとき、その他信義則に反した行為をしたときなどは、大阪府知事の承認又は許可を受けて賃借権又は使用貸借を解除することができる。

10 地役権に関する説明（該当農地 番）

- ☐ 該当農地には地役権が設定されている。電線の支持物を除く電線路を設置（張替増強等を含む）すること及びその保守運営のための土地立入りもしくは通行の認容並びに電線路の最下垂時における電線の高さから3.75mを控除した高さを超える建造物及び工作物の築造ならびに爆発性可燃性を有する危険物の製造・取扱い・貯蔵その他電線路に支障となる立竹木の植栽は禁止する。
- ☐ 地役権設定者から誓約書の提出を求められることがある。

11 抵当権に関する説明（該当農地 番）

- ☐ 該当農地には抵当権が設定されている。抵当権が実行され、競売が行われた場合、転借人は解約に応じなければならない。

12 その他

- ☐ 連絡先等が変更になった場合は、速やかに連絡すること。
- ☐ 農用地利用集積等促進計画 共通事項の当該土地の返還における原状とは、 年 月 日の利用権設定時の状態とする。
- ☐ 災害等により農地に損耗が生じた際は、速やかに大阪府みどり公社に連絡すること。また、修繕方法等について協議に応じること。

13 添付書類

- ☐ 農用地利用集積等促進計画書（案）

上記について確認し、この説明書及び添付書類を受領しました。

令和 年 月 日 住所

氏名

印

農業用施設の設置に係る確認書

農地所有者 (以下「甲」という。) 及び転借人 (以下「乙」という。)
は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権設定に係る下記土地への農業用施設の設置にあたり、以下のとおり確認する。

記

1 対象土地

所在・地番	地目(現況)	面積 m ²

2 甲は、乙が以下の農業用施設(以下「当該施設」という。)を設置することに同意する。

① 農業用ハウス(間口 m×高さ m×延長約 mのパイプハウス 棟)

3 乙は、農地の固定資産税の金額が当該施設の設置に伴い上昇した場合、甲からの連絡を受け、書面での内容確認の上、差額分を甲に直接支払うこととする。

4 乙は、災害により当該施設に損害を受けた場合、自らの費用と責任において、再建又は撤去する。

5 当該施設の設置期間は、乙の利用権の終期までとする。
ただし、乙の利用権が再設定される場合は、再設定された利用権の終期とする。

6 甲は、利用権の再設定にあたっては、特段の事情のない限り、乙による当該施設の設置及び撤去の費用や労力等を配慮するものとする。

7 利用権が終了した場合、農用地利用集積等促進計画に従い、乙は甲に対して直接当該施設を収去する義務を負うものとする。

7 利用権が終了した場合、甲は当該施設を収去しないことに同意し、乙は収去の義務を負わないものとする。

(選択①) なお、乙が支出した費用について、甲は費用償還に同意するものとし、乙は甲に対して償還の請求をすることができる。

(選択②) なお、乙が支出した費用について、甲は費用償還の義務を負わないものとする。

8 乙が前号規定に従わず当該施設を収去しなかった場合には、乙は当該施設についての所有権を放棄し、これを処分されることに異議を述べない。なお、処分に費用を要した場合は、これを乙に請求するものとし、乙はこれを支払わなければならない。

9 利用権設定期間内に甲の意向により解約する場合、乙は当該施設の収去義務を負わないものとし、現状有姿で甲はその引渡しを受けるものとする。この場合、乙が支出した費用について、甲は費用償還に同意するものとし、乙は甲に対して償還の請求をすることができる。

10 この確認書に記載のない事項等で疑義が生じた場合は甲及び乙が誠意をもって協議する。

本確認書を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（農地所有者）

住 所

氏名又は名称

印

乙（転借人）

住 所

氏名又は名称

印

果樹栽培に係る確認書

農地所有者 (以下「甲」という。) 及び転借人 (以下「乙」という。)
 は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権設定に係る下記土地においての果樹栽培にあたり、以下のとおり確認する。

記

1 対象農地

所在・地番	地目(現況)	面積 m ²

- 2 甲は、利用権設定時において、対象農地に甲が植栽又は設置した次の果樹並びに果樹棚、小屋及びその他これらに付帯する施設(以下、果樹棚、小屋及びその他これらに付帯する施設を「施設等」という。)が存在することを確認した。甲は、対象農地の利用権設定期間内において、これらの果樹及び施設等を乙が使用及び収益することを承諾する。

①果樹

- ・甲が植栽した果樹(品種:) ○本

②施設等

- ・甲が設置した果樹棚 (構造:) 幅 m×奥行 m×高さ m ○棟
 ・甲が設置した小屋 (構造:) 幅 m×奥行 m×高さ m ○棟
 ・甲が設置した付帯施設(施設名:) 幅 m×奥行 m×高さ m ○棟

- 3 乙は、第2項に掲げる果樹及び施設等について、自らの費用と責任において善良なる管理を行うとともに、万一、枯死及び破損した場合は自らの費用で改植及び修繕を行うものとする。なお、乙が改植した果樹及び修繕した施設等は甲の所有とし、修繕に当たって乙が新たに設置した施設等は乙の所有とする。

- 3 甲は、第2項に掲げる果樹について、所有権を放棄し、枯死又は伐採しても改植を求めない。乙は、第2項に掲げる施設等について、自らの費用と責任において善良なる管理を行うとともに、万一、破損した場合は自らの費用で修繕を行うものとする。なお、乙が修繕した施設等は甲の所有とし、乙が改植した果樹及び修繕に当たって乙が新たに設置した施設等は乙の所有とする。

- 4 甲は乙の農業経営における次の行為について同意する。

- ・果樹の改植及び新植(品種:) ○本
 ・果樹棚の改良及び新設(構造:) 幅 m×奥行 m×高さ m ○棟
 ・小屋の改良及び新設(構造:) 幅 m×奥行 m×高さ m ○棟
 ・その他付帯施設の改良及び新設

- 5 災害によって第2項から第4項までに掲げる果樹及び施設等に損害が生じた場合の撤去・復旧は乙が乙の費用をもって行うものとする。その場合、復旧した果樹及び施設等は、乙が行った復旧の限度内において乙の所有とする。なお、災害復旧事業を活用する場合は事業の仕組みに即して、甲及び乙で協議のうえ、実施するものとする。

- 6 第2項から第4項までに掲げる乙が所有する果樹及び施設等の設置期間は、乙の利用権の終期までとする。

ただし、乙の利用権が再設定される場合は、再設定された利用権の終期とする。

- 7 甲は、利用権の再設定にあたっては、特段の事情のない限り、乙による第2項から第4項までに掲げる果樹及び施設等の設置及び撤去の費用や労力等を配慮するものとする。
- 8 利用権が終了した場合、農用地利用集積等促進計画に従い、乙は甲に対して直接第2項から第4項までに掲げる乙が所有する果樹及び施設等を収去する義務を負うものとする。
- 8 利用権が終了した場合、甲は第2項から第4項までに掲げる乙が所有する果樹及び施設等を収去しないことに同意し、乙は収去の義務を負わないものとする。
(選択①) なお、乙が支出した費用について、甲は費用償還に同意するものとし、乙は甲に対して償還の請求をすることができる。
(選択②) なお、乙が支出した費用について、甲は費用償還の義務を負わないものとする。
- 9 乙が前号規定に従わず第2項から第4項までに掲げる乙が所有する果樹及び施設等を収去しなかった場合には、乙は前述の乙が所有する当該果樹及び施設等の所有権を放棄し、これを処分されることに異議を述べない。なお、処分に費用を要した場合は、これを乙に請求するものとし、乙はこれを支払わなければならない。
- 10 利用権設定期間内に甲の意向により解約する場合、乙は第2項から第4項までに掲げる乙が所有する果樹及び施設等の収去義務を負わないものとし、現状有姿で甲はその引渡しを受けるものとする。この場合、乙が支出した費用について、甲は費用償還に同意するものとし、乙は甲に対して償還の請求をすることができる。
- 11 この確認書に記載のない事項等で疑義が生じた場合は甲及び乙が誠意をもって協議する。

本確認書を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（農地所有者）

住所

氏名又は名称

印

乙（転借人）

住所

氏名又は名称

印